

令和8年度 就学援助のお知らせ(豊島区在住の方へ)

2026 School Financial Assistance (for Toshima resident only) 关于令和8年度就学援助的通知(致丰岛区居住者)

《毎年度申請が必要です。昨年度に認定を受けた方も必ずご申請ください。》

翻訳版
→



If you need translation, please visit our website

Of Toshima City, Board of Education.

如果您需要翻译版本,请参考丰岛区教育局委员会的网站主页。

SDGs未来都市としま



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

豊島区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

◆ 対象者について

豊島区内に在住し、国公立の小中学校に在籍する児童・生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方

- (1) 生活保護を受けている方(必ずご申請ください)
- (2) (1)以外で、令和7年中の世帯所得額が下記の「認定となる世帯の合計所得金額の例」に該当する方

【認定となる世帯の合計所得金額の例】

人数	世帯構成(例)	世帯全員の合計所得額
2人	35歳、7歳	約335万円未満
3人	45歳、45歳、9歳	約380万円未満
3人	40歳、12歳、7歳	約445万円未満
4人	45歳、45歳、14歳、9歳	約470万円未満
5人	70歳、45歳、45歳、12歳、7歳	約505万円未満

※上記の表は、参考であり家族構成や年齢によって認定基準額が異なるため、基準額を
超えていると思われる場合であっても、援助を希望する場合は必ずご申請ください。

なお、所得とは給与所得者は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、事業所得者等
確定申告をした方は確定申告書の収入金額から必要経費等を差し引いた後の金額です。

- (3) 上記(1)、(2)を除き、就学援助受給申請書の申請理由の項目に該当する方

令和8年度から世帯の合計所得金額の
基準額を引き上げ、

対象世帯を**拡大**しました!

また、**支給額の一部増額**や新たに「**学習
応援費**」を支給します!



◆ 支給費目(支給時期や支給額等については、認定結果の通知と合わせてお知らせします。)

- | | | | |
|---------------|-----------------|---------------------|------------|
| ①学用品費 | ②入学支度金(4月認定者のみ) | ③校外活動費(遠足等) | ④移動教室費 |
| ⑤クラブ活動費(中学のみ) | ⑥体育実技用具費(中学のみ) | ⑦学校給食費 | ⑧芸術鑑賞費 |
| ⑨修学旅行費(中3のみ) | ⑩卒業アルバム代 | ⑪インフルエンザ予防接種費(中3のみ) | ⑫学習応援費(新規) |

※「⑦学校給食費」は、豊島区立以外の小中学校に在籍者の方で保護者負担が発生する場合のみ実費負担額を支給します。

※「⑫学習応援費」は、令和8年度から新たに支給する費目で、家庭での勉強に必要な参考書やドリル、漢字検定や英語検定などの
受験費用、その他、調べ学習で美術館や博物館などに行く場合にかかる費用等に使用していただくことを目的として支給いたします。

※生活保護受給者は、⑧~⑫のみ支給します。(①~⑦は生活保護費から支給)

※特別支援学校在籍者は、就学奨励費(別途、特別支援学校で申請)との差額分を支給します。

◆ 申請手続きについて

1. 電子申請

右の二次元コードから申請画面に移動できます。

PCなどからご申請する場合は、『豊島区 就学援助』で検索してください。



最短10分で申請完了!



2. 書面申請

就学援助費受給申請書に必要な事項をご記入のうえ、添付書類と合わせて、豊島区教育委員会 学務課へ郵送
または窓口にてご申請ください。提出先は、裏面「◆問合せ先・提出先」をご確認ください。

申請期限：令和8年4月30日(木)※郵送申請の場合は当日消印有効(郵便事故の責任は負いかねます。)

※なお、申請は5月以降も受付しておりますが、認定は申請月からとなります。(最終申請期限は2月末まで)

◆ 認定審査に伴う添付書類について

(1) 添付書類について

「就学援助費受給申請書の申請理由③～⑧」に該当する方は、必要な添付書類を合わせてご提出ください。

◎申請書提出時に添付書類が揃わない場合は、先に申請書のみご提出いただき、後日添付書類をご提出ください。

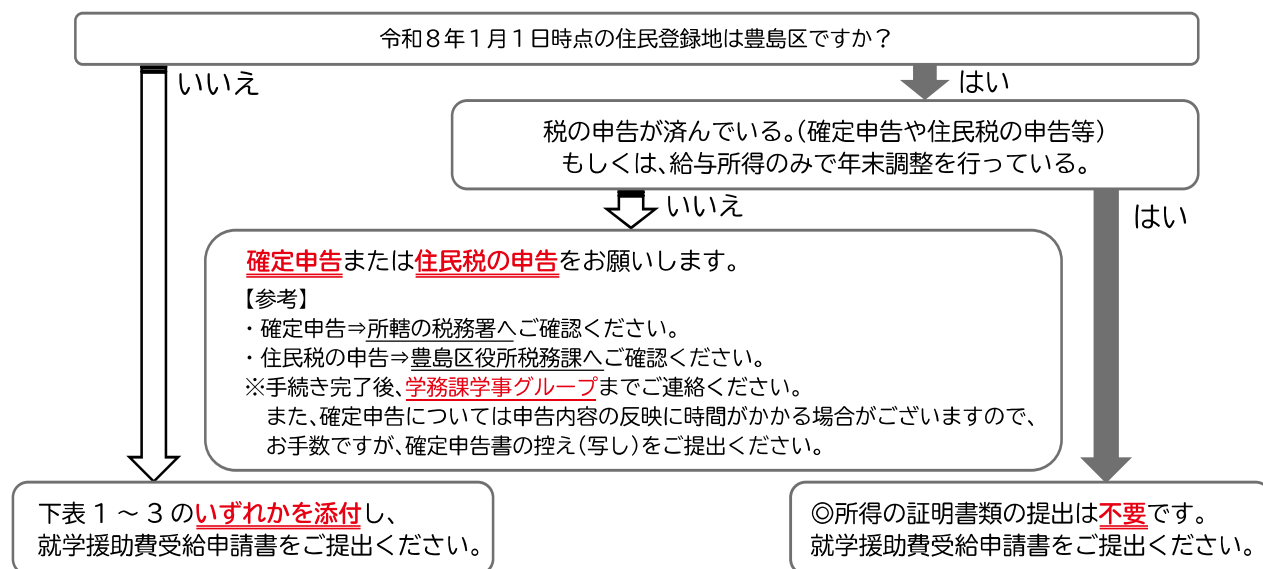
番号	申請理由	添付書類
① ②	生活保護を受けている(教育扶助の受給有無問わず) 当年度に生活保護の廃止または停止の措置を受けた	●添付書類は不要です。
③ ④	市区町村民税について、非課税である、または世帯所得額が基準額未満である	●下記「(2)所得証明について」をご確認ください。
⑤	児童扶養手当を受給している	●児童扶養手当証書(コピー) 児童手当とは異なる手当ですので、ご注意ください 有効期限や受給者氏名がわかる面をコピーしてください。
⑥	生活福祉資金の貸付を受けている	●生活福祉資金貸付決定通知書(コピー)
⑦	個人事業税・市区町村民税・固定資産税が減免されている	●各種税の減免決定通知書(コピー)
⑧	国民年金の保険料の減免	●国民年金保険料免除申請承認通知書(コピー)
	国民健康保険の保険料の減免	●国民健康保険料減免決定通知書(コピー)

⑥から⑧の理由で申請する場合には、申請書の理由記入欄を必ずご記入ください

(2) 所得証明について

所得証明が必要か判断するためのフローチャート

「はい →」「いいえ ⇨」で進んでください。



◆「令和8年1月1日の住民登録地が豊島区以外の方」添付書類

◎申請書提出時に提出書類が揃わない場合は、先に申請書のみご提出いただき、後日添付書類をご提出ください。

	添付書類	備考
1	令和8年度課税(非課税)証明書 (自治体によって、証明書の名称が異なる場合があります。)	令和8年1月1日時点の住民登録地の自治体で、令和8年6月以降に取得可能です。※令和7年中の所得金額の記載のあるものが必要になります。
2	令和7年分の確定申告書の控え	申請履歴の確認ができない確定申告書の控えについては、受信通知や受付完了通知(リーフレット等)などを合わせてご提出ください。※申請書等情報取得サービス(e-Tax)を利用したイメージデータ(PDF)可。
3	マイナンバー関係書類	「マイナンバー利用同意書(就学援助申請書)」を豊島区ホームページよりダウンロードのうえ、ご提出ください。

◆ 問合せ先・提出先

〒171-8422 豊島区南池袋2丁目45番1号 豊島区役所本庁舎7階

豊島区教育委員会事務局 教育部 学務課 電話：03-3981-1174(直通)

受付時間：午前8時30分～午後5時 ※土・日・祝日は閉庁日のため、予めご了承ください。

令和8年度 就学援助費受給申請書 (兼委任状・同意書・口座振替依頼書)

当申請書は、援助を受けたい児童又は生徒ごとに記入してください。

豊島区教育委員会 へて

令和 年 月 日

下記の事項に同意し、必要書類を添えて就学援助を申請します。

1. 認定にあたって、世帯員の住民登録情報、税務情報、生活保護情報、児童扶養手当情報を調査し、利用することに同意します。
2. 就学援助の支給について、下記口座へ振込むことに同意します。
3. 学校長に申請・認定情報を提供することに同意します。
4. 学校納付金等を滞納した場合、就学援助費の支給及び目的に従った処理に関する一切の権限を学校長に委任します。
5. 区域外就学者に関して、在籍の学校及び教育委員会に認定状況及び支給状況を通知することに同意します。

申請者 (保護者)	フリガナ	《続柄》 父・母 その他 ()	連絡先： ()
	氏名		住所：豊島区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 (アパート・マンション名)
児童・生徒	フリガナ	《配偶者》 有・無	令和8年1月1日の住民登録地： ①豊島区 ②その他
	氏名		※「②その他」の方は、所得証明書類が必要になる場合があります。「令和8年度 就学援助のお知らせ」の裏面「(2)所得証明について」をご確認ください。
	生年月日： 昭和・平成 年 月 日		
	豊島区立・国立・都立・() 立		学年
	生年月日： 平成・令和 年 月 日		小学校 年 中学校 年

① または ② のどちらかに○を付けてください。

(1) 生計をともにする世帯構成は、① 住民票のとおりである ② 住民票とは異なる
 ※一時的に住所を別にしてある家族でも、生計(生活費等)が一緒の場合は同一世帯とみなします。また、夫婦で、一方が単身赴任や親の介護等で住所を別にしてある場合であっても、原則同一世帯として審査しますので、(2)に必要な情報をご記入ください。

(2) (1)で「住民票と異なる」と回答した方のみ、以下に別世帯であって生計をともにする方をご記入ください。

氏名	児童生徒からみた続柄	生年月日	令和8年1月1日時点の住民登録地
		昭・平・令 年 月 日	
		昭・平・令 年 月 日	
		昭・平・令 年 月 日	

前年度に「就学援助を受けているかた」のみ、下記① または ② のどちらかに○を付けてください。
 ※なお、前年度に「就学援助を受けていないかた」は、必ず口座情報の記入及び通帳のコピーを添付してください。

(1) 前年度と振込口座を ① 変更しない ② 変更する ※変更する場合には、必ず通帳のコピーを添付してください。

金融機関コード	銀行名	支店コード	支店名
	銀行・信用金庫		支店
預金種目	口座番号	名義人氏名 (カタカナで記入) ※正確に記入してください。	
普通・当座			

該当する番号に○を付けてください。 ※③から⑧に○を付けた場合は、添付書類が必要になる場合がございます。「令和8年度 就学援助のお知らせ」の裏面「(1)添付書類について」を必ずご確認ください。

① 生活保護を受けている ② 当年度に生活保護の廃止又は停止を受けた、または生活保護を受給しているが教育扶助を受けていない
 ③ 市区町村民税について、非課税である ④ 世帯所得額が基準額未満である ⑤ 児童扶養手当を受給している
 ⑥ 生活福祉資金の貸付を受けている ※ ⑦ 個人事業税・市区町村民税・固定資産税について、減免されている ※
 ⑧ 国民年金・国民健康保険の保険料について減免されている ※

※ ⑥から⑧を申請理由として○を付けた場合、貸付を受けているまたは各種税や保険料等を減免された理由を必ずご記載ください。

理由： _____

⑨ その他 ※具体的な理由を下記に記入してください。

受領印

事務処理	受付	入力	備考	添付書類： 済 ・ 未
	窓・郵	/		認定日： 令和 年 月 日
				認定区分： 準 ・ 要 ・ 否 ・ 所不

◆ 留意事項

----- (1) 就学援助申請について -----

- ・ 前年度豊島区で「就学援助を受けていた方」も、毎年度(4月以降～)就学援助の申請が必要です。
- ・ 書面申請を行う場合は、援助を受けたい児童・生徒ごと(1名につき1枚)にご提出ください。
なお、電子申請の場合は、兄弟姉妹をまとめてご申請いただくことが可能です。
- ・ 申請書は、学務課窓口(豊島区役所本庁舎7階)、東部区民事務所、西部区民事務所および総合窓口課(区役所本庁舎3階)で配布しております。また豊島区ホームページからも印刷可能です。
- ・ 申請書提出時に必要な添付書類が揃わない場合は、先に申請書のみをご提出ください。

----- (2) 添付書類について -----

●通帳のコピー(申請者全員共通)

- ・ 銀行名、支店名、名義人(カタカナ)、口座番号のある面が必要になります。通帳を発行されていない場合には、キャッシュカードまたは Web 通帳のコピー等により、口座情報の確認できるものを添付してください。
※ゆうちょ銀行の場合は、通帳の最初のページ(見開き部分)をコピーしてください。
※前年度豊島区で「就学援助を受けている」かつ「振込口座を変更しない場合」については、提出不要です。

所得の証明に関する添付書類については、「令和8年度 就学援助のお知らせ(豊島区在住の方へ)」の裏面「(1)添付書類について」及び「(2)所得証明について」を必ずご確認ください。

----- (3) 所得基準の審査について -----

- ・ 就学援助の認定審査には、同一世帯全員(別世帯であっても生計を一にする方も含む)の令和7年中の所得情報が必要になります。
- ・ 令和7年中に海外勤務をしていた場合や令和8年1月1日以降に海外から転入した方などは、海外での所得を証明できる書類を提出する必要があります。
- ・ 1名でも所得状況の確認ができない場合は、申請を却下する場合がありますので、予めご了承ください。

----- (4) 申請理由の⑥から⑧に○を付けた場合の理由の記載について -----

- ・ 申請理由の⑥から⑧に○を付けた場合、理由を記載する欄に貸付を受けている、または各種税や保険料等を減免された理由を必ずご記載ください。なお、経済的に困窮していることを理由に貸付を受けている、または各種税や保険料等を減免されているか等を含めて審査します。

----- (5) 審査結果について -----

- ・ 4月中の申請は、6月中旬に審査を行い、審査結果の通知は、7月上旬に郵送します(予定)。
- ・ 5月以降の申請は、7月上旬以降に随時通知します。

----- (6) その他 -----

- ・ 認定となった場合であっても、豊島区外へ転出した場合、豊島区から就学援助費を受給することが出来なくなります。転出後も就学援助を希望される場合は、転出先の区市町村教育委員会へ再度申請が必要になりますので、ご注意ください。

◆ 特別支援教育就学奨励費について

区立小・中学校の特別支援学級(固定級・通級)の児童・生徒の保護者または学校教育法施行令第22条の3に該当する障害のある児童・生徒の保護者を対象に経済状況等に応じて、その就学を支援する特別支援教育就学奨励費があります。(就学援助と合わせて申請可能)特別支援学級の児童・生徒には学校を通じて申請書を配付します。その他希望者は、学務課学事グループにご連絡ください。